

定款

株式会社フーディソン

定 款

第 1 章 総 則

第 1 条 (商号)

当社は、株式会社フーディソンと称し、英文では、Foodison, Inc.と表記する。

第 2 条 (目的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) IT 技術を活用したシステム、ソフトウェアの企画、開発、販売、賃貸、保守及び運用に関する業務
- (2) 食品・加工品の流通業、販売業及び小売業
- (3) 食品の卸・仲卸事業
- (4) 倉庫業及び運輸業
- (5) 飲食店の運営
- (6) フランチャイズ事業
- (7) 水産業
- (8) 農業
- (9) 畜産業
- (10) 人材紹介業
- (11) 人材派遣業及び有料職業紹介業務
- (12) 求人・採用に関する業務の請負・受託
- (13) 人材育成のための企画、指導及び運営等教育事業
- (14) 鮮魚加工に関する業務の請負
- (15) コンサルティング業務の受託
- (16) インターネットを利用した各種情報提供サービス
- (17) 投資事業
- (18) 電気通信事業法に基づく電気通信事業
- (19) 上記各号に附帯関連する一切の事業

第 3 条 (本店の所在地)

当社は、本店を東京都中央区に置く。

第 4 条 (機関)

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置くものとする。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第 5 条 (公告の方法)

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

第 6 条 (発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は、14,715,000 株とする。

第7条（単元株式数）

当会社の1単元の株式数は、100株とする。

第8条（単元未満株式についての権利）

当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第9条（自己株式の取得）

当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第10条（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

第11条（株式取扱規程）

当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

第12条（招集）

当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、随時必要に応じて招集する。

第13条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第14条（招集権者及び議長）

株主総会は、取締役CEOがこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役CEOに事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第15条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第16条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。但し、この場合には、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

第 17 条（議事録）

株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第 18 条（電子提供措置等）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 4 章 取締役及び取締役会

第 19 条（取締役の員数）

当社の取締役は 8 名以内とする。

第 20 条（取締役の選任）

取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
- 3 前項の選任については、累積投票の方法によらないものとする。

第 21 条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

第 22 条（代表取締役及び役付取締役）

取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、取締役 CEO その他の役付取締役を選定することができる。

第 23 条（取締役会の招集権者及び議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役 CEO が招集し、議長となる。

- 2 取締役 CEO に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が招集し、議長となる。

第 24 条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第 25 条（取締役会の決議の方法）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第 26 条（取締役会の決議の省略）

当社は取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

第 27 条（取締役会の議事録）

取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

第 28 条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるものの他、取締役会において定める取締役会規程による。

第 29 条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第 30 条（取締役の責任免除及び責任限定）

当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

- 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

第 31 条（監査役の数）

当社の監査役は、5 名以内とする。

第 32 条（監査役の選任）

監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

第 33 条（監査役の任期）

監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第 34 条（常勤監査役）

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第 35 条（監査役会の招集通知）

監査役会を招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

第 36 条（監査役会の決議の方法）

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第 37 条（監査役会の議事録）

監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

第 38 条（監査役会規程）

監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めがあるもののほか、監査役会で定める監査役会規程による。

第 39 条（監査役の報酬等）

監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第 40 条（監査役の責任免除及び責任限定）

当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。

第 6 章 会計監査人

第 41 条（選任方法）

会計監査人は、株主総会において選任する。

第 42 条（任期）

会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第 43 条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 44 条（会計監査人の責任免除）

当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、同法第 423 条第 1 項の会計監査人の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 7 章 計 算

第 45 条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

第 46 条（剰余金の配当の基準日）

当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第 47 条（剰余金の配当等の決定機関）

当会社は、会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定めることができる。

第 48 条（中間配当）

当会社は、取締役会の決議によって毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。

第 49 条（配当の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

2 未交付の配当財産には利息をつけないものとする。

以 上

2013 年 3 月 22 日制定

2015 年 9 月 14 日改定

2016 年 2 月 25 日改定

2017 年 6 月 26 日改定

2019 年 1 月 29 日改定

2019 年 2 月 26 日改定

2019 年 10 月 15 日改定

2022 年 6 月 29 日改定

2022 年 8 月 31 日改定

2023 年 6 月 29 日改定